



令和4年(ネ)第1893号 損害賠償請求等控訴事件

控訴人(一審原告) 部落解放同盟 外234名

被控訴人(一審被告) 示現舎合同会社 外2名

第2準備書面

(一審被告控訴理由書に対する反論)

2022年7月20日

東京高等裁判所 第16民事部二係 御中

控訴人ら(一審原告)代理人弁護士 河村 健 夫



同 山本 志 都



同 指宿 昭 一



同 中井 雅 人



一審原告らは、本書面で、一審被告らが作成・提出した本年1月14日付控訴理由書(以下「一審被告控訴理由書」という)に対して必要な限りで認否・反論を行う。

目次

第1	一審被告控訴理由書第1に対する認否反論	6
1	一審被告らの主張	6
2	一審原告らの認否	7
第2	一審被告控訴理由書第2に対する認否反論	9
1	一審被告らの主張	9
2	一審原告らの認否	10
第3	一審被告控訴理由書第3に対する認否反論	10
1	一審原告らの認否等	10
2	一審被告らが「戸籍から部落出身を判別できない」とする趣旨	11
3	過去の身元調査が戸籍に記載された地名情報をもとに行われてきたこと	11
第4	一審被告控訴理由書第4に対する認否反論	14
1	一審被告らの主張	14
2	一審原告らの主張	14
第5	一審被告控訴理由書第5に対する認否反論	15
第6	一審被告控訴理由書第6に対する認否反論	17
1	一審被告らの主張	17
2	一審原告らの認否	17
第7	一審被告控訴理由書第7に対する認否反論	17
1	一審被告らの主張	17
2	一審原告らの認否	18
第8	一審被告控訴理由書第8に対する認否反論	18
1	一審被告らの主張	18
2	一審原告らの認否	18

第 9	一審被告控訴理由書第 9 に対する認否反論	19
1	一審被告らの主張	19
2	一審原告らの認否	19
第 10	一審被告控訴理由書第 10 に対する認否反論	20
1	一審被告らの主張	20
2	一審原告らの認否	20
第 11	一審被告控訴理由書第 11 に対する認否反論	21
1	一審被告らの主張	21
2	一審原告らの認否	21
第 12	一審被告控訴理由書第 12 に対する認否反論	21
1	一審被告らの主張	21
2	一審原告らの認否	22
第 13	一審被告控訴理由書第 13 に対する認否反論	22
1	一審被告の主張	22
2	認否反論	23
第 14	一審被告控訴理由書第 14 に対する認否反論	24
1	「1 衆議院議員か地方議員であるかあった者」について	24
	(1) 第 1 文について	24
	(2) 第 2 文以降について	25
2	「2 原告 245 について夫が解放同盟員なら同和地区出身者と認識されるという判断は、むしろ差別的である」について	26
	(1) 第 1 文について	26
	(2) 第 2 文について	26
3	「3 インターネットで公開されている情報について「掲載の態様」で一般に広	

く知られているかどうかを判断するのは不合理であること」について	27
(1) 一審被告らの主張	27
(2) 認否反論	27
4 「4 ホームページの下部の階層に掲載されている（原判決別紙2・29頁15行）等」について	29
(1) 「ホームページの下部の階層に掲載されている」と判示のある原告	29
(2) 第1文について	29
(3) 第2文について	29
(4) 第3文について	30
5 「5 多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎない等」について	30
(1) 「多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないというその掲載の態様に照らすと」と判示のある原告	30
(2) 第1文について	31
(3) 第2文について	31
6 「6 活動報告の一連の経過中に言及されているにとどまる、第三者開設のブログの特定の日の記述として掲載されている」について	32
(1) 一審被告らの主張	32
(2) 認否反論	32
7 「7 雑誌への寄稿や対談企画への参加は、ごく限られた読者層を対象とするものである」について	32
(1) 一審被告らの主張	33
(2) 認否反論	33
8 「8 昭和57年に刊行された書籍に氏名及び肩書が引用されていること」等について	33

(1) 一審被告らの主張.....	33
(2) 認否反論.....	34
9 「9 原告73を名乗る人物がインターネット上の掲示板に投稿した事実…」について.....	34
(1) 一審被告らの主張.....	34
(2) 認否反論.....	34
10 「10 原告解放同盟の関連する新聞社の刊行した新聞を電子化したものである」(原告番号134)、「電子化された定期刊行物内の紹介文中に掲載されているにすぎない」、「電子化された平成26年開催の講演会の案内に掲載された」について .	35
(1) 一審被告らの主張.....	35
(2) 認否反論.....	35
11 「11 この会議録がインターネット上で公開されているとしても、15年以上前の議事録の自己紹介に関する部分を確認する者はごく限られるものと推認される」について.....	35
(1) 一審被告らの主張.....	35
(2) 認否反論.....	36

第1 一審被告控訴理由書第1に対する認否反論

1 一審被告らの主張

「第1」は原審判決に対する一審被告らの感想にすぎないが、一審原告らが認否すべき事項を整理すると以下のとおりである。

1) 『全国部落調査復刻版』は、いわゆる「同和地区」の場所の特定の手がかりとなるものである（一審被告控訴理由書1頁）。

2) 部落差別解消推進法もこのような出版物を規制していないが、一審判決は「立法措置で実現できなかったことを裁判所が代行しようとしている」（一審被告控訴理由書2頁）。

3) プライバシー権を侵害された者を「本件地域一覧に住所または本籍をおいた者」とすれば「理論的には潜在的な原告の数に際限がないことになり、プライバシー権の概念では理解できない（一審被告控訴理由書2頁）。

4) 本件のような「訴訟を提起するのは事実上被控訴人【一審原告ら代理人注：一審原告のこと。以下引用部分について同じ。また引用部分については「控訴人」は一審被告をさす】ら以外にはあり得ず…本件地域一覧の公表の是非は被控訴人らのコントロール下にあるという状態になっている」（一審被告控訴理由書2～3頁）。

5) 部落差別について、「部落とはどこなのか、誰が差別されるのか、そもそも部落差別とは何なのか、社会的な意識が共有されているとは言えない。それどころか社会的な認識が共有されていないことを認めることさえタブーとされ、議論さえもできず思考停止しているのが実情である」として、その存在を否定する（一審被告控訴理由書3頁）。

6) アメリカのマーク・ラムザイヤー教授が述べるように『1936年全国部落調査』には学術的な価値がある（一審被告控訴理由書3～4頁）。

7) 出版禁止の仮処分が出された後、「部落問題が関係する顕著な事件が少なくとも4件」起きた一方で、本件地域一覧が公開されたことで生じた具体的な被害は立証されていない（一審被告控訴理由書4頁）。

8) 一審原告解放同盟は「ごく一部の極端な考えを持つ人々を代弁する一圧力団体に過ぎ」ず、「私人間の意地の張り合い」に三権や地方公共団体の資源が浪費されていることは異常である（一審被告控訴理由書5頁）。

一審被告らは、上記諸点が一審被告らの控訴理由とどう関わるのかを明らかにしていないが、以下、最低限の認否を行う。

2 一審原告らの認否

1) について：認める。

一審被告らは、そのような機能を有することを十分に認識しつつ、差別のために使われる道具である『全国部落調査』を拡散し、差別を助長したのである。

2) について：否認ないし争う。

部落差別解消推進法は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であること」を鑑みて制定に至った（1条）ものであるが、上記「状況の変化」は一審被告らの出版やインターネットでの記事の掲載によって作出されたものであった。

また、同法は「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない」

(2条)と基本理念について定めており、部落地名リストが公開されることに対する弊害にも対処することが求められているのである。

また、一審被告らは個人の権利救済を行うことを旨とする司法制度について全く理解していないため、一審判決が原告らについて権利侵害性が認められるとしたことに対して筋違いな批判を行っている。

3) について：否認ないし争う。

プライバシー権を侵害され、原告となりえる人は限定されている。

また、権利侵害を訴えることが可能な人が多いことはただ一審被告らの行為の違法性がきわめて高いことを意味するにすぎず、権利侵害の有無という議論の立て方に影響を与えるものではない。

4) について：否認ないし争う。

原告となっていない人や原告部落解放同盟に加盟していない被差別部落出身者からも、『全国部落調査』の出版を危惧し、一審被告らを非難する声は多数上がっている(一審被告ら自身が原審でその事実を認めている)。差別を訴える訴訟の原告となることは、事実上カミングアウトと同視される行為であり、また、一審被告らのように訴訟記録をさらす行為をくり返している者を相手どって裁判を闘うことは大きな困難を伴う。そのことを措いて一審原告らのみが『全国部落調査』を問題にしているかのような言説は言語道断である。

また、仮に他の裁判が提起されれば、訴訟係属した裁判所が、提出された証拠に基づき、権利侵害や損害の有無等について各別に判断することは当然であり、一審原告らが何かをコントロールしているかのような主張は一審被告らの妄想である。

5) について：否認する。

部落差別がこれまで存在してきたこと、遺憾ながら現在もなお存在していることは、原審を通じて一審原告らが明らかにしてきたとおりである。

6) について：争う。

ラムザイヤー教授の被差別部落に関する論文については、客観的な資料に基づかず、社会科学の基礎的な研究方法に則ったものではないという、国内外の学者からの強い批判がある。また、研究目的で基礎資料を入手する方法は多様に存在するのであって、インターネット上に一審被告らが掲載した資料に基づいて研究を行う必要はないのだから、同教授の意見に依拠して学術的価値を認めることはできない。

7) について：否認ないし争う。

「顕著な事件」が何をさすか、またその事実関係の真偽は明らかになっておらず、何よりも本件訴訟とは無関係である。『全国部落調査』公開によって全国で具体的な損害が発生していることについては、原審で主張・立証している。

8) について：否認ないし争う。

一審被告らは「私人間の意地」や「私怨」に基づいて、差別助長行為を行っているというのかもしれないが、一審原告らは具体的な権利侵害が存在しており、これ以上被害を広げないために本件訴訟を提起している。国や地方公共団体は、部落差別解消推進法で部落差別を解消するためにそれぞれ責務を負っており、裁判所は司法の担い手として個人の権利救済を行うのが当然であり、それぞれの権能を果たしている（それが十分かはさておき）というに過ぎない。

第2 一審被告控訴理由書第2に対する認否反論

1 一審被告らの主張

一審被告らは、原審の裁判長が中村心裁判官から成田晋司裁判官に交替になったことをもって、憲法76条3項が「保障されているとは考えにくく、成田晋司裁判官が公平な判断を出来なかった疑いが強い」（一審被告控訴理由書6頁）と主張する。

2 一審原告らの認否

一審被告らが前提としている事実が摘示されておらず、主張そのものを理解できないが、結論は争う。

裁判官が、年度途中で、玉突き人事などによって急に異動になることがありうることは公知の事実である。「あえて裁判官を交代させて」という一審被告らの主張には何の裏付けも湿されておらず、謀略論的な単なる憶測にすぎない。また、裁判長の交替によって裁判官の独立が侵されるという理屈も説明されておらず、憲法76条3項との関係が不明だから、主張として失当である。

第3 一審被告控訴理由書第3に対する認否反論

1 一審原告らの認否等

一審被告らとその控訴理由書「第3」において触れた書証が本件訴訟において提出されていることは認め、当該書証に関する評価は否認ないし争う。

一審被告らは原判決が今なお部落差別が残存していることを認定したことに対し、様々な理由をつけて論難している（控訴理由書「第3」の1から5）。しかし原判決は一審被告らが主張するような「甲12号証、甲360号証、甲14号証」にのみ依拠して部落差別が残存していると判断した訳ではなく、それ以外にも広範な書証や事実経過を基礎として部落差別の実情につき判断しているのであって、一審被告の論難はそもそも原判決を全く理解していないままなされた前提を欠く議論である。

また、一審被告らは原判決が「復刻版 全国部落調査」記載の地名とある個人の現住所・現本籍とを照らし合わせることにより部落差別を生じる旨認定したこと

対し「戸籍から部落出身であるかどうかを判断することはできず、このようなことが身元調査として行われてきた根拠もないのに、原判決はそのような詐欺的な身元調査の手法に説得力を持たせた」などと主張している（一審被告控訴理由書「第3」の6以下）。この点については、一審被告らの戸籍制度に対する無理解を示すとともに、原判決が「原告本人の現在の住所・本籍」との関係でしか権利侵害を認めなかったことの不当性を一審被告らの立場から示したものととも言えるため、若干言及することとする。

2 一審被告らが「戸籍から部落出身を判別できない」とする趣旨

一審被告らは、なぜ、「戸籍から部落出身かどうかの判別ができない」のかについて端的・明快に主張することはない。しかしながら、一審被告が「壬申戸籍には99%が「平民」と記載された」旨の研究結果を援用していることからすれば、「戸籍を見ても、ほとんどの戸籍には身分あるいは旧身分の記載がなく、被差別部落出身者であるかどうかの記載がない」と言わんとしているものと考えられる。

3 過去の身元調査が戸籍に記載された地名情報をもとに行われてきたこと

しかしながら、身元調査においては戸籍を用いて対象者が被差別部落出身者であるか否かを判別していたし、だからこそ、部落差別を防止するために戸籍公開の原則が修正されて原則非公開となっているし、就職時に必要な履歴書等において本籍の記載を禁じるよう制度変更がなされてきた。その意味で「戸籍から部落出身者かどうかは判別できる」のである。

戸籍には、下記の特徴が存在する。

①戸籍には、特定の個人について、出生地や現在の本籍・従前の本籍などの「地名」情報が記載されていること

②かかる「地名」情報は、特定の個人本人に関するものだけが戸籍に記載されているとは限らず、当該個人の父母や兄弟など親族についても記載されることがあること

③戸籍は、改製等や新戸籍の編成などにより特定の個人に関する記載内容が改められることがあるが、その場合には従前戸籍を請求することで、改められる前の記載内容を確認することができ、特定の個人あるいはその親族に関する「地名」情報を遡って取得することも可能であること

④戸籍は、附票の制度により住民票上の住所という「地名」情報ともリンクしていること

このように、戸籍には特定の個人について、その本人のみならず親族に係する「地名」情報が豊富に記載されているのである。

身元調査においては、対象者の戸籍を入手し、必要があれば改製前の戸籍や除籍簿を遡って取得することによって、対象者本人あるいはその親族の「地名」情報を入手する。その上で、当該「地名」情報が被差別部落の「地名」に該当するか否かにより、対象者が被差別部落出身者であるか否かを判断しようとするのである。

その意味で、対象者が被差別部落出身であるか否かの「身元調査」においては「戸籍における地名情報」だけでは被差別部落出身者であるかどうかの判断がつかないのであって、「当該地名は、被差別部落である」とする被差別部落の地名情報リストの存在が不可欠なのである。

一審被告らが行った『全国部落調査復刻版』の出版の企てやインターネット上でのデータばら撒き行為は、まさに「被差別部落の地名情報リスト」の拡散であり、身元調査を構成する2つの行為（戸籍に記載されている地名情報の入手と、被差別部落の地名情報との照らし合わせ）のうち1つを極めて容易にする行為である。

その意味において、原判決が「住所・本籍に現れた地名情報」と「復刻版 全国

部落調査」に記載された被差別部落の地名情報とされる情報との照らし合わせにより部落差別の被害が生じると判断した点は、「特定個人に関連する地名情報」と「被差別部落の地名情報リスト」との照らし合わせを想定する点では正しい判断である。

しかしながら、原判決が照らし合わせの対象とされる「特定個人に関連する地名情報」として、原告本人の現在の住所・本籍地のみ限定して判断した点は、狭きに失し、部落差別の実情を踏まえないものであって誤っている旨、一審原告はその控訴理由書で指摘している。

部落差別のうち結婚差別などにおいては、結婚を約束しあった当事者「本人」の「現在の住所・本籍」のみが被差別部落の地名リストと対照される訳ではない。上述のとおり戸籍は遡ってその記載内容を調べることが可能であるから、当事者「本人」以外にも、その両親や祖父母・兄弟に関する地名情報まで違法不当に収集され、被差別部落の地名リストと対照され、結婚差別に会うというのが部落差別の厳しい実情なのである。この点、原判決はその旨を指摘する多数の陳述書があり、原告本人尋問でもその点に言及されているにも関わらず、戸籍を遡った身元調査の現実から完全に遊離した「原告本人の現在の住所・本籍」との関係でしか権利侵害を認定しないという誤りを犯したのである。

そもそも、一審被告らの主張のように「戸籍から部落出身者かどうか判別できない」のであれば、なぜ、法務省は壬申戸籍を公開禁止にしているのか。なぜ、行政書士などによる戸籍等の違法・不正な取得が今なお続いているのか。かかる事実からだけでも、一審被告らによる主張が誤っており失当であることがよく分かる。

一審被告示現舎は、発行する雑誌『同和と在日』において「地名総鑑事件」を特集しその内容は一審被告示現舎のホームページにも掲載されている。その中で、記事の執筆者たる一審被告宮部は地名総鑑事件について「企業は何のために本を買ったのか。はっきり言えば就職差別のためである」と記載している（被告宮部尋問結

果)。つまり、戸籍等に記載した地名情報のみならず、「被差別部落の地名リスト」が存在したからこそ広範な部落差別が生じた経過について一審被告らは熟知している。

それにもかからず、「戸籍から部落出身を判別できない」などと虚偽の事実を主張することをやめず、自らの行為たる「被差別部落の地名情報とされる情報をばらまく行為」から目をそらさせようとする態度は極めて欺瞞的であり、そのような行為こそ「詐欺的」である。

なお、一審原告ら控訴理由書で「調査中」であるとした栃木県の行政書士による戸籍等の違法請求事件については、現在も調査続行中であり、行政書士会等による報告を得ることができ次第、その内容を踏まえて主張を補充する予定である。

第4 一審被告控訴理由書第4に対する認否反論

1 一審被告らの主張

一審被告らは、「本件地域一覧には被控訴人らを特定する情報は一切掲載されていない。そのような情報が個人のプライバシーに属するという成文法も判例も存在せず、前記の判断【一審原告ら代理人注：本件地域一覧が一審原告らのプライバシーに係る情報であるとした判断】は全く原判決独自のもの」として、原審の判断を非難する（一審被告控訴理由書9頁）。

2 一審原告らの主張

否認ないし争う。

一審被告らは、自らの法的リテラシーの低さを自白している。

そもそも、原審の判断は、本件地域一覧が一審原告らのプライバシーに係る情報

であると判示していない。原判決は、「ある個人の住所又は本籍が本件地域内にあることが他者に知られると、当該個人は被差別部落出身者として結婚、就職等の場面において差別を受けたり、誹謗中傷を受けたりするおそれがあることが容易に推認される」から「ある個人の『住所又は本籍が本件地域内にあること』は、みだりに他人に知られたくない情報として当該個人のプライバシーに属する情報に当たると認めるのが相当である」（26頁）としているのであって、一覧の地名そのものがプライバシーで保護されるとしているわけではない（すなわち、一審被告らがいうように「ある地域名をインターネットで公言すると、その地域に本籍地を置くだけの面識がなく名前さえ知らなかった人から賠償金を要求されても、それは正当な行為となる」（一審被告控訴理由書10頁）などということはありません）。

また、成文法が明示には存在しない分野について、既存の法解釈やこれまでの裁判例の集積から一定の判断を導くことこそ、裁判所が判決を下す際の大切な役割であって、原判決は、プライバシー権理解の裁判例の一定の道筋の中に位置付けることができる。そして、原判決は、実際に行われている「身元調査」を媒介にして、当該個人の住所又は本籍が本件地域内にあることが広く知られる結果を招くものであるとしており、これがプライバシー権侵害にあたるということは理屈として理解しやすい。一審被告はあえて原判決の論旨を誤読し「超法規的」「部落問題が関係すると法律が捻じまげられる」とまで論難しているが、認知に歪みが生じていると言わざるを得ない。

第5 一審被告控訴理由書第5に対する認否反論

一審被告らはその控訴理由書第5において触れた書証が本件訴訟において提出されていることは認め、当該書証に関する評価は否認ないし争う。

一審被告らが「住所や本籍地により差別されることはない」と主張する点が誤っており失当であることは、本書面「第3」において戸籍の制度とともに詳論したので、改めて記載することは避ける。原告の戸籍に「身分の記載はなかった」としても（一審被告控訴理由書「第5」の11）、当該戸籍に記載された地名情報と、一審被告らがデータをばら撒いた『全国部落調査 復刻版』に記載された地名情報とを照らし合わせるにより、容易に部落差別の被害が生じるのである。

一審被告らは一審原告の意見陳述が自らの主張と同旨であるかのように援用するが（一審被告控訴理由書「第5」の3。ただし、いかなる点で同旨なのかは明瞭ではない）、もちろんのこと一審原告の主張は一審被告らと同旨である訳がない。一審被告らが指摘した「意見陳述」では、原審における審理において「原告本人の現在の住所・本籍」が「復刻版 全国部落調査」に記載されたケースと、「原告本人の過去の住所・本籍」や「親族の住所・本籍」が「復刻版 全国部落調査」に記載されたケースとでは法益侵害の程度が異なるかのような訴訟指揮がなされた点について、その不当性を訴えているだけである。一審被告らの読解力の程度には恐れ入るほかない。

なお、一審被告らによる読解力の程度という点で言えば、一審被告らは「原審では被控訴人が住所や本籍地をいつの時点で本件地域においていたのかは判断されていない」「訴訟提起後に本籍地を移転することは極めて容易である」「原審には審理不尽がある」などと主張している（一審被告控訴理由書「第5」の15）。

しかしながら、原判決が個別原告に関する事実認定の根拠として明示している公正証書（甲344号証）には、一審原告らの住所を定めた時期や戸籍における地名情報が記載された時期について、いずれも2015年以前である旨が明記されている。一審被告は出版社ないしその編集者・記事執筆者を任じているようであるが、その読解力の程度についてはかかるストレートかつお粗末な誤認を見れば推して知るべしである（当然、かかる点における原審の審理不尽は存在しない）。

第6 一審被告控訴理由書第6に対する認否反論

1 一審被告らの主張

一審被告らは、都府県の単位で差止めを認めたのは審理不尽によるものであると主張している（一審被告控訴理由書14頁）。

2 一審原告らの認否

否認する。

地名と本人の結びつきについて審理が尽くされていたことは明らかである。

一審被告らは、自分自身の応訴態度や訴訟において記録を第三者に流布したことを棚に上げ、中村心裁判官の判断について勝手に推察して、「被控訴人らはそのために必要な詳細な証拠の提出を怠った」（一審被告控訴理由書14頁）と主張するが、当事者主義のもと立証の方法は各自の判断で選択すればよいのであって、一審被告らから非難されるいわれはない。また、一審被告らが「著名」とする部落についての立証は自らが単に行わなかっただけであり、この点をもって「審理不尽」ということはできない。

第7 一審被告控訴理由書第7に対する認否反論

1 一審被告らの主張

一審被告らは、部落名が掲載された出版物が多数存在すること、隣保館や公営住宅の所在地が明らかになっていることを指摘する（一審被告控訴理由書15～17頁）。これは、原審が、本件地域一覧が公表されなければ、住所又は本籍が本件地域

内にあることが広く知られることはない、と判断したこと（原判決27～28頁）に対する反論と考えられる。

2 一審原告らの認否

部落名が掲載された出版物が存在すること、隣保館や公営住宅の所在地が明らかになっていることは認めるが、そのことは一審被告らの行為の違法性とは全く関係ない。

本件訴訟で問題になっているのは、全国の部落を網羅した地名リストであり、就職差別や結婚差別で大いに利用された「部落地名総鑑」の「原典」を名乗って売り出されようとしたものである。原審が正しく指摘するように、出版物の流布の対象・規模が異なり、隣保館の所在地がそのまま部落所在地を示すものでもない。

第8 一審被告控訴理由書第8に対する認否反論

1 一審被告らの主張

一審被告らは、原審の判断は、プライバシー権を理由にして、政策の妥当性の検討（一審被告控訴理由書17頁）や事件の性質の解明（同18頁）、同和団体に対して批判的な立場での研究（同18頁）を不可能にするものであり、研究や表現の自由を侵害するものである旨主張している（同18～19頁）。

2 一審原告らの認否

否認ないし争う。

全国の被差別部落をリストにした『全国部落調査』を公開しなければ、研究や政策妥当性の判断のために被差別部落の所在や分布を調査する必要がある場合に

資料を利用することができなくなるわけではない。これまでも調査や研究のために必要な基礎資料は、『全国部落調査』と離れて入手されており、それをもとにおびたらしい数の調査や研究が行われてきている。

第9 一審被告控訴理由書第9に対する認否反論

1 一審被告らの主張

一審被告らは、原判決が、「同和問題を口実として金銭を要求する行為」（えせ同和行為）にお墨付きを与えるもので、「同和地区名を公言したところ、そこに本籍地を置くという何の面識もない者から『差別したな』と金銭を要求された場合、常識的な感覚ではそれは『ゆすりたかり』の類であるのに、警察も介入できず、弁護士ですら反論しづらく、善良な人ほど金を支払って泣き寝入りするしかなくなる」（一審被告控訴理由書20頁）などと主張する。

2 一審原告らの認否

否認ないし争う。

原判決は、「同和地区の場所を明らかにすること」全てをプライバシー侵害であるとする判断を示したわけではなく、一審被告らは地裁判決の内容を誤って把握している。原判決は「本件地域情報」と「本件地域一覧」とを区別している。そして、「本件地域一覧は、本件地域情報を集約して都道府県別に一覧表の形に整理しただけのものであって、これをインターネット上のウェブサイトに掲載するなどして一般に公開する行為は、専ら上記の調査【一審原告ら代理人注：ある個人を被差別部落出身者として差別することを目的として、当該個人の住所や本籍が本件地域内にあるか否かを調べること】を容易にするものというべき」と、本件地域一覧が具体

的にどのように使われるのかを考慮した上で、一審被告らの行為がプライバシー権を侵害するものであると認めているのである。

一審被告らの行為は被差別部落に対するインターネットを用いた現代型の差別拡散の典型であり、これを止めさせ、発生した損害賠償を請求する本件訴訟は、えせ同和行為とは最も遠い行為である。本項の主張には、一審被告らの差別意識を背景にした歪んだ事実認識が顕出している。

第10 一審被告控訴理由書第10に対する認否反論

1 一審被告らの主張

一審被告らは、原審が、一審原告部落解放同盟への所属をプライバシーに関する情報としたこと（原判決36～37頁）を、政治活動についての批評ができなくなる、平等権の濫用であると主張する（一審被告控訴理由書21～22頁）。

2 一審原告らの認否

否認ないし争う。

原審は、本件人物一覧の各項目（住所、電話番号、職業など）の一つとして「部落解放同盟への所属」について検討しているのであって、たとえば、新聞記事において、部落解放同盟の役職者がその肩書きで講演をしたり、意見表明をしたりする場合のことにについて判断を示しているわけではない。そして、仮に部落解放同盟が政治的活動に関与することがあったとしてもそれに対して何か批判的意見を有した場合に、その批評は独自に展開することが可能であるし、そのような形式でこそ望まれており、一審被告らの非難はあたらない。また、平等権濫用との主張の趣旨は不明である。

第11 一審被告控訴理由書第11に対する認否反論

1 一審被告らの主張

一審被告らは、本件人物一覧を削除すべき時期について、2016年3月26日ではなく、ウェブサイト記事掲載禁止の仮処分命令申立書が送達された同年4月9日とすべきであると主張する（一審被告控訴理由書21頁）。

2 一審原告らの認否

否認ないし争う。

一審被告宮部は、本件人物一覧の掲載について2016年3月26日に知ったと自白しており、本件人物一覧の内容が、一審個人原告らの氏名、住所、電話番号、勤務先などを「部落解放同盟関係人物一覧」の名称のもとにリスト化したものであったことからすれば、掲載を知った時点で、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認められる。それらの情報を本人自らが掲載するとか、掲載を認めたとかいう事情もありえず、一審被告らの弁明は不合理である。

第12 一審被告控訴理由書第12に対する認否反論

1 一審被告らの主張

一審被告らは、原審が、一審被告らが準備書面中で、原告15の言動について「異常・異様な思考」「差別主義者」と記載したばかりではなく、それをインターネット上に掲載した行為について、一審原告15の名誉感情を否定する行為であると判示した（原判決48～49頁）点について、事実であり「公共性」も認められる、た

いした表現ではないとして、不法行為は成立しないと主張する（一審被告控訴理由書23頁）。

2 一審原告らの認否

争う。

一審被告らは、一審原告15の言動について、同人が差別をなくすために活動を続けていることを認識しながらことさらに侮蔑的な表現を用いて貶めているのであって、一審原告15の名誉感情は甚だしく侵害された。「差別主義者」という言葉は「挨拶程度の言葉に過ぎない」などという一審被告らの主張はさらに一審原告らを侮辱するものである。

また、原審がいうように、単に準備書面を提出しただけではなく、あえてインターネット上に公開して、全体として、読者に対して「部落解放同盟の中で要職を担う原告15は、異様な思考をする差別主義者である」という認識を与える表現を行っている。不特定多数の人が閲覧するインターネット上にこのような表現を掲載する行為は正当な訴訟活動ないしは意見表明と評価される余地はなく、違法性が阻却されないのは当然である。

第13 一審被告控訴理由書第13に対する認否反論

1 一審被告の主張

一審被告らは、「原判決（53頁26行から54頁13行）」（「14」（争点12））についての引用と言いつつ、「15」（争点15）（原判決54頁14行から55頁10行）からの引用をしている。

その趣旨は、一審原告らが、一審被告三品が同和地区に関する書籍を出版してい

るだけで、本件人物一覧の掲載に関与していると考えるのは飛躍しており、やむを得ないとは言えないということのようである。

2 認否反論

争う。

第1準備書面（控訴理由書）第5・3で述べた通り、一審被告示現舎は損害賠償義務を負うのであるから、一審被告三品は会社法597条に基づく損害賠償責任を負う者である。また、及び第6・3で述べた通り、一審被告三品は、一審被告示現舎の業務執行社員であり、示現舎のホームページを一審被告宮部と共同で運営している者であり、別紙書籍目録の出版及び別紙ウェブサイト目録の掲載への関与が認められるか、少なくとも強く推認されるのであるから、出版差止め、情報の削除及び公開差止めを認めるべきである。

仮に一審判決のように被告三品の損害賠償責任が否定されたとしても、一審判決が認定しているように、「被告三品は、被告宮部と共に被告示現舎の業務執行役員を務め、自宅を被告示現舎の事務所として提供していたうえ、被告宮部と共同でウェブページ「示現舎」を運営し、同和地区に関する書籍を出版していたのであるから（前提事実（1）イ、被告三品本人）、原告らにおいて、被告三品が本件地域一覧や本件人物一覧の掲載に関与していたと考えたとしてもやむを得ないというべき」である。一審被告らは、ことさら原判決の一部だけを切り取って、「同和地区に関する書籍を出版」していたという理由だけで、原判決が「原告らにおいて、被告三品が本件地域一覧や本件人物一覧の掲載に関与していたと考えたとしてもやむを得ないというべき」という結論を導き出したかのように描き出しているが失当である。

第14 一審被告控訴理由書第14に対する認否反論

1 「1 衆議院議員か地方議員であるかあった者」について

(1) 第1文について

ア 一審被告の主張

一審被告らは、「相当数の被控訴人（原判決別紙2の該当する原告番号6、7、18、62、71、76、82、87、105、114ないし116、118ないし122、125ないし127、132、133、144、151、154、162、163、168、180、183、185、196、215、218、233、236、241）が、衆議院議員か地方自治体の議会の議員であるか、過去にそうであった者である」と主張する。

イ 認否反論

原告番号62、71、76、118、119、120、121、125、127、132、162、180の一審原告について、原判決別紙2の「1 認定事実」で、「地方自治体の議会の議員である」旨認定されていることは認め、その余は否認する。

原告番号6、7の一審原告について、原判決別紙2の「1 認定事実」で、「過去に地方自治体の議会の議員であった者である」旨認定されていることは認め、その余は否認する。

原告番号82、105、116、133、144、154、183、185、196、233、241の一審原告について、否認する。原判決別紙2の「1 認定事実」では、「衆議院議員か地方自治体の議会の議員であるか、過去にそうであった者である。」とは認定されていない。なお、これらの一審原告について、原判決別紙2の「2 判断」において、過去の立候補や当選等を根拠にプライ

プライバシー侵害を否定している点は、一審原告らが第1準備書面（控訴理由書）で述べたとおり、誤っている。

原告番号18、87、114、115、122、126、151、163、168、186、215、218、236の一審原告について、否認する。原判決別紙2の「1 認定事実」では、「衆議院議員か地方自治体の議会の議員であるか、過去にそうであった者である。」とは認定されていない。なお、これらの一審原告については、原判決別紙2の「2 判断」においても、議員に関する事情は考慮されていない。

(2) 第2文以降について

ア 一審被告らの主張

一審被告らは「これらについては、選挙の際の判断材料か、政治家としての活動を議論する際に、解放同盟の役職にあることは重要な要素である。特定の政治家が解放同盟に所属している事実を公言したら、それはプライバシーであるとして損害賠償を求められるというのは、明らかに民主主義に反している。また、政治家にとって有権者や報道機関等、面識のない者から連絡が来ることは職業上受忍すべきことであり、連絡先の住所や電話番号がプライバシーに当たるとは言えない。原判決は、これらの事情を考慮せずに判断している」と主張する。

イ 認否反論

争う。

一審原告らは、「部落解放同盟関係人物一覧」という差別を助長する特定のリストへの掲載が違法であると主張しているのであり、抽象的な政治家に関する情報公開の違法性を主張しているわけではない。一審被告の主張は、一審原告

らの請求原因とかみ合っておらず失当である。

なお、あらゆる議員が、議員を辞した後も自宅住所等が公開され続けることを受忍し続けなければならないとする一審被告の主張は、あまりにも暴論である。

2 「2 原告245について夫が解放同盟員なら同和地区出身者と認識されるという判断は、むしろ差別的である」について

(1) 第1文について

ア 一審被告らの主張

一審被告らは「原判決別紙 2・403 頁13から19行によれば、特定の人物が親族であること自体はプライバシーではないことは認めつつ、夫が解放同盟に所属している、すなわち同和地区出身者と認識されるから他人にみだりに知られたくない私的な事柄としている」と主張する。

イ 認否反論

否認ないし争う。

一審被告らによる原判決引用は、要約不相当である。一審原告245にかかる原判決別紙2の「2 判断」は、「特定の人物が親族であることは直ちに他人にみだりに知られたくない私的な事柄にあたるものではないが、本件の場合、…夫が原告解放同盟の関係者であることは他人にみだりに知られたくない私的な事柄に当たる」と判示しているのであって、無限定に「特定の人物が親族であること自体はプライバシーではない」としているわけではない。

(2) 第2文について

ア 一審被告らの主張

一審被告らは「解放同盟員だから同和地区出身者ということが間違いである
ということはおくとしても、同和地区出身者の配偶者なら差別の対象となると
取られるような判断は、いわゆる結婚差別をする者の発想と同等であって、そ
のような誤った考えを司法が追認することに等しい。」と主張する。

イ 認否反論

争う。

原判決を曲解しており、失当である。

3 「3 インターネットで公開されている情報について「掲載の態様」で一般に広
く知られているかどうかを判断するのは不合理であること」について

(1) 一審被告らの主張

一審被告らは「インターネット上の情報を検索する場合、人力で行うことはあ
り得ず、サーチエンジン等電子計算機による機械処理によるのが通常である。ま
た、実際にインターネット上で公開されているのは文字等を符号化した情報であ
る。乙号証として提出された各ウェブページは証拠として提出するために便宜的
に印刷されたものに過ぎない」と主張する。

(2) 認否反論

争う。

ア 一審被告提出の各ウェブページに到達できることを前提にしても失当

原判決は、「一般に広く知られている者」、「不特定多数の人に知られることを
容認している者」、「自ら公開している者」(原判決本文の39頁)に該当するか
否かを当該情報の掲載の態様等から判断している。ここでの判断は、乙号証と
して提出された各ウェブページや書籍等(以下、「各ウェブページ等」という。)

の存在を前提になされているのであるから、インターネット検索等によって、乙号証として提出された各ウェブページ等に到達することができたことが前提とされている。したがって、各ウェブページ等に到達する以前の検索の観点から論難する一審被告らの主張は前提を欠いており失当である。

各ウェブページ等に到達した後の場面においては、ウェブページ等は通常上から順番に閲覧するものであるから、当該ページのどの部分にどの程度の情報が掲載されているかは、原判決の判断枠組み（一般に広く知られている等の基準）を前提にすれば、重要な要素となる。したがって、その意味で原判決は正当であり、一審被告らの主張は失当である。

イ 一審被告提出の各ウェブページ等に到達できないこと

一般人は、一審被告らが提出する乙号証の各ウェブページ等に到達できない可能性が高い。サーチエンジンで検索した結果、少なくとも上位には掲載されないウェブページも相当数ある。後述するように、例えば、Google等のサーチエンジンで一審原告らの氏名を検索して、解放新聞和歌山版（乙639等）や、地方公共団体の平成15年5月7日の会議録（乙663）に到達することなどおよそ不可能である。他にも、一審被告による原審における主張や書証の提出状況を見るに、一般人には容易に到達できないウェブページ等が多数含まれていることは明らかである（一審原告準備書面7の第5など参照）。

したがって、一般人が、一審被告が提出する乙号証の各ウェブページ等すべてに到達できることを前提とした一審被告主張は失当である。また、原判決別紙2の「2 判断」において、プライバシー侵害を否定された一審個人原告にかかる判断は、一般人が、一審被告が提出する乙号証の各ウェブページ等すべてに到達できることを前提としている点で誤っている。

4 「4 ホームページの下部の階層に掲載されている（原判決別紙2・29頁15行）等」について

(1) 「ホームページの下部の階層に掲載されている」と判示のある原告

原告番号97、206の一審原告について、否認し、その余の一審原告について、原判決別紙2に「ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと」等の記載があることを認める。原告番号97、206の一審原告については、原判決別紙2に「ホームページの下部の階層に掲載されている」等の記載は無い。

(2) 第1文について

ア 一審被告らの主張

一審被告らは「インターネット上の情報を探すときに、常にホームページにアクセスして、下の階層を探していく必要はなく、サーチエンジンで目的のページを探して直接アクセスすることができる。」と主張する。

イ 認否反論

争う。

前記3（2）で述べたとおり、一審被告らの主張は前提を欠いており失当である。

(3) 第2文について

ア 一審被告らの主張

一審被告らは「現に乙号証として提出されている各ウェブページは、控訴人がサーチエンジンで見つけたものであって、その時の探しやすさに下の階層にあるかどうかは無関係である。」と主張する。

イ 認否反論

争う。

前記3(2)で述べたとおり、失当である。

(4) 第3文について

ア 一審被告の主張

一審被告らは「また、原判決で公開を禁じられた別紙ウェブサイト目録の各ページはいずれもホームページより下の階層にあり、原判決の判断は均衡を欠いている」と主張する。

イ 認否反論

争う。

前記3(2)で述べたとおり、失当である。

加えて、一審被告官部は、一審被告官部が「全国部落調査」を取得して電子化し、ウェブサイト「同和地区 Wiki」に公開する旨を示現舎のホームページに掲載しており(甲19)、積極的な情報拡散活動を行っている。しかも、一審被告官部は、インターネット検索で発見されやすくするために「全国部落調査」を電子化した旨述べている(甲19)。したがって、原判決の判断に何ら均衡を欠くところはなく、一審被告の責任は明らかである。

5 「5 多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎない等」について

(1) 「多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないというその掲載の態様に照らすと」と判示のある原告

原告番号118の一審原告について、否認し、その余の一審原告について、原判決別紙2に「多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないというその掲

載の態様に照らすと」等の記載があることは認める。原告番号118の一審原告については、原判決別紙2に「多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないというその掲載の態様に照らすと」等の記載は無い。

(2) 第1文について

ア 一審被告らの主張

一審被告らは「情報が多数列挙されていてもサーチエンジンによる検索のしやすさには無関係であるし、電子データなのであるから、ブラウザのページ内検索で探すことも容易である」と主張する。

イ 認否反論

争う。

前記3(2)で述べたとおり、失当である。

仮に、一般人が、何らのきっかけで一審被告ら提出乙号証の各ウェブページに到達することがあったとして、一般人の通常の閲覧方法としては、一審原告らの氏名等を「ブラウザのページ内検索で探す」など想定できない。そのような閲覧方法があり得るとすれば、一審被告のように一審原告らの身元調査(一審原告らについて部落とのつながりはないかと探索的にウェブページを閲覧)をする際である。

(3) 第2文について

ア 一審被告らの主張

一審被告らは「また、原判決で公開を禁じられた本件地域一覧や人物一覧も多数の地名や人名が羅列されたものにすぎないので、原判決の判断は均衡を欠いている。」と主張する。

イ 認否反論

争う。

原判決を前提としても、本件地域一覧や人物一覧の公開が違法となる理由が十分に判示されており、その点を見越した上記一審被告の主張は失当である。一審被告らは、自らの違法行為を省みることなく、的外れな主張を続けていると言わざるを得ない。

6 「6 活動報告の一連の経過中に言及されているにとどまる、第三者開設のブログの特定の日の記述として掲載されている」について

(1) 一審被告らの主張

一審被告らは「これはウェブページを印刷したものを見た印象の問題に過ぎない。インターネット上の情報は実際には電子データであるから、長い文章の一部であってもサーチエンジンによる検索のしやすさには無関係であるし、ブラウザのページ内検索で探すことも容易である。」と主張する。

(2) 認否反論

争う。

前記3 (2)・5 (2) で述べたとおり、失当である。

加えて、「第三者開設のブログの特定の日の記述として掲載」との原審判示は、一審原告が自ら解放同盟所属を公開しているわけではないこと、過去の一時点での記事であってアクセスが容易ではないことを強調する意味で使用していると解されるが、一審被告の主張は全くかみ合っていない。

7 「7 雑誌への寄稿や対談企画への参加は、ごく限られた読者層を対象とするもの

である」について

(1) 一審被告らの主張

一審被告らは「原判決で出版を禁止された書籍（特に書籍目録の3）も、ごく限られた読者層を対象とするものであり、原判決の判断は均衡を欠いている」と主張する。

(2) 認否反論

争う。

原判決の構造は、本件地域一覧の公開が原則として違法であることが確認し、例外的に、一定の一審原告らとの関係ではプライバシーを違法に侵害しないとす
るものである（原判決29頁）。すなわち、例外的にある特定の原告との関係で結果的にプライバシー侵害が認められない場合があったとしても、どの地域においても、本件地域一覧によってプライバシーが違法に侵害される個人が存在することが原則的に確認されている。したがって、本件書籍目録の読者層が限定されているとする一審被告らの主張と、プライバシー侵害の成否は無関係である。

なお、本件書籍目録の読者層が限定されているとする一審被告ら主張の論拠は不明である。

8 「8 昭和57年に刊行された書籍に氏名及び肩書が引用されていること」等について

(1) 一審被告らの主張

一審被告らは「平成30年1月1日に施行された改正著作権法によれば、図書の内容をインターネット上で検索できるようにすることが認められており、グーグルブックス等既にそれを実現したサービスが広がっていることから、原判決の

判断理由は情報が広く知られていない理由にはならない。これらは現に控訴人が
図書を検索サービスを利用して発見したものである。」と主張する。

(2) 認否反論

争う。

前記3(2)・5(2)で述べたとおり、失当である。一審被告らは、自らの違
法行為を省みることなく、的外れな主張を続けていると言わざるを得ない。

なお、上記のとおり著作権法云々は本件とは無関係であるが、2018年(平
成30年)1月1日に施行された著作権法は一審原告らにおいて確認できない。

9 「9 原告73を名乗る人物がインターネット上の掲示板に投稿した事実…」に
ついて

(1) 一審被告らの主張

一審被告らは「掲示板であれ、原告73によるものでなくても、インターネッ
ト上の情報であり、容易に検索できることは変わらない」、「情報が公となってい
る状態で、特に原告73がそれを消すように働きかけた様子がないことから、原
告73が掲載を認めていたと同等である」、「なお、原判決中にはインターネット
上の掲示板と同様に不特定多数が書き込めるウィキペディアに掲載があることを
もって一般に広く知られていると推認されると判断している箇所があり(原判決
別紙2・202頁11～13行)矛盾している」と主張する。

(2) 認否反論

否認ないし争う。

前記3(2)・5(2)で述べたとおり、失当である。

10 「10 原告解放同盟の関連する新聞社の刊行した新聞を電子化したものである」(原告番号134)、「電子化された定期刊行物内の紹介文中に掲載されているにすぎない」、「電子化された平成26年開催の講演会の案内に掲載された」について

(1) 一審被告らの主張

一審被告らは「原判決が認めている通り、電子化されているのだから、むしろ人力によらずともサーチエンジン等で容易に発見できるということであり、原判決はむしろ広く知られている事実を逆に判断している」と主張する。

(2) 認否反論

否認ないし争う。

前記3(2)・5(2)で述べたとおり、失当である。

加えて、解放新聞(乙639)等は、テキスト検索ができないPDFであり、一審被告らの主張は明らかに誤っている。

11 「11 この会議録がインターネット上で公開されているとしても、15年以上前の議事録の自己紹介に関する部分を確認する者はごく限られるものと推認される」について

(1) 一審被告らの主張

一審被告らは「既に述べた通りインターネット上で公開されている情報を探すときに、それを1つ1つ読み込むことはむしろ不合理であり、サーチエンジンで被控訴人の名前を検索すれば該当する会議録に直接アクセスできるのだから、原判決の理由は失当である」と主張する。

(2) 認否反論

否認ないし争う。

前記3(2)・5(2)で述べたとおり、失当である。

加えて、原告番号180の氏名をサーチエンジンで検索したとしても、地方公共団体の2003年(平成15年)5月7日の会議録(乙663)に到達することは不可能であり、一審被告らの主張は明らかに誤っている。

以上